



《会計・税務の知識》 補助金と圧縮記帳

国や地方公共団体から固定資産を取得するための補助金が法人に交付された場合、この補助金に対して法人税は課税されてしまうのでしょうか。

この税負担によって、交付目的である固定資産が取得できず本来の補助金の効果が薄れてしまう可能性があります。

そこで、法人税法においては、一定の要件を満たす場合にはその課税を繰り延べる方法として「圧縮記帳」という制度が設けられています。

1. 圧縮記帳とは

補助金の収入は原則として益金になりますが、圧縮記帳は、この補助金相当額を新たに取得した固定資産の取得価額から減額し、圧縮損として損金計上することで、課税関係が生じないようにする制度です。

補助金により取得した固定資産の取得価額は、実際の取得価額から圧縮限度額を控除した金額となります。この控除後の金額を基に固定資産の減価償却費が計算されますので、本来の取得価額で計算するよりも減価償却費の額は少なくなり、その分課税所得が増えることとなります。

このように当初、圧縮損と相殺されて課税されなかった補助金相当額は、減価償却費の減少によって、その後の事業年度において課税されることとなることから課税の繰延べの効果が得られます。

また、対象となる取得資産が2以上ある場合には、どの固定資産について圧縮記帳を行うかは法人の任意となっています。非減価償却資産、減価償却資産で耐用年数の長いものの順に圧縮記帳を行うことで、課税の繰延効果を大きくすることができます。

2. 圧縮限度額

圧縮損は、次の算式により計算した金額を限度として、損金に算入することができます。

$$\frac{\text{補助金により取得した固定資産の帳簿価額}}{\text{固定資産の取得のために要した金額}} \times \text{交付を受けた補助金の額}$$

なお、固定資産の帳簿価額が1円未満となる場合には、1円以上の帳簿価額を付さなければなりません。

3. 経理方法

取得資産の帳簿価額を直接減額する方法が一般的ですが、積立金を計上する方法や剰余金の処分による方法も認められています。

●具体例

【補助金の取得】

預金 10,000,000 / 補助金収入 10,000,000

【例1】 補助金収入 < 建物の取得価額

建物 15,000,000 / 預金 15,000,000

建物圧縮損 10,000,000 / 建物 10,000,000

→ 建物の取得価額は5,000,000円になります。

【例2】 補助金収入 ≥ 建物の取得価額

建物 10,000,000 / 預金 10,000,000

建物圧縮損 9,999,999 / 建物 9,999,999

→ 建物の取得価額は1円になります。

なお、補助金の交付と固定資産の取得の事業年度が異なる場合には、次のように処理を行います。

●固定資産を先行取得した場合

補助金の交付を受けた事業年度において圧縮記帳ができますが、固定資産の取得価額はすでに一部が減価償却費として損金に算入されているため、圧縮限度額は次の算式で計算した金額となります。

$$\frac{\text{本来の圧縮限度額 (2.により計算した金額)}}{\text{固定資産の取得のために要した金額}} \times \text{固定資産の期首帳簿価額}$$

●補助金の交付後に固定資産を取得した場合

補助金等の交付を受けた事業年度において、圧縮特別勘定または仮受金等として経理する方法により課税の繰延べをすることができます。固定資産を取得した事業年度において、特別勘定又は仮受金を取り崩して益金に算入し、圧縮記帳を行います。

4. 申告要件

確定申告書に圧縮損の損金算入に関する明細の記載をし、計算に関する明細書の添付が必要です。

(担当：小濱)